

令和4年第6回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年6月24日（金） 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
最適化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、4 高橋桂、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男
【欠席委員】	1 秋山重樹、7 加藤俊子
【傍聴人】	1名
事務局長	<p>只今より、令和4年第6回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち9名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きます、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>6番の植野委員と、9番の原島委員にお願いします。</p> <p>これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。</p> <p>それでは、まず第1号件について説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。こちらは、農地改良を実施する案件となっており、一定の期間と規模を超える大規模な農地改良は、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が継続することから、その期間を転用期間とみなし、農地法5条の一時転用許可が必要となります。譲受人が工事施工者となっており、使用貸借権が設定されることとなります。</p> <p>農地改良に至った経緯については、理由書をご覧ください。続いて、農地改良を行う場所は、4ページの案内図をご覧ください。6ページからが、現況図と現況写真になっており、道路地盤高から、おおむね20センチ低くなっていることが確認できると思います。</p> <p>19ページからが、造成計画平面図と造成断面図になっており、道路の地盤高とフラットに合わせる計画図となっております。</p> <p>21ページからが、工事計画書となっており、土の搬入経路についても、説明がされています。また、申請地は農用地区域内になりますが、これらの工事計画書などから、農用地利用計画上問題がないことについては、桶川市長より証明書が発行されております。</p> <p>農地改良後の作付計画についてですが、23ページからが、作付計画書となっております。土壌改良を目的とした作物を2年間栽培し、3年目にブルーベリーを植える計画となっております。ブルーベリーの予定収穫量が0になっておりますが、植えてから3年目（農地改良後6年後）に収穫予定となっております。</p> <p>その他の法令手続きについてですが、「桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例」が適用され、同条例に基づく許可を取得する必要がありますが、現在申請に向けて、準備中とのことです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6月17日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は適正に管理されておりましたので、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。          それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。          第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。          続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料2ページと、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。          基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。          申請件数は、新規が3件で、9筆となっております。合計面積は11345㎡となっております。          まず、1件目についてですが、管理番号1～6までとなっております。          次に、2件目についてですが、管理番号7となっております。これらはすべて使用貸借権の設定で、期間は5年間となっております。          最後に、3件目についてですが、管理番号8～9までとなっております。こちらは賃貸借権と使用貸借権の設定で、期間は5年間となっております。こちらの、借受人についてですが、公益財団法人桶川市シルバー人材センターとなっております。新規で農地を借りますので、営農計画書を提出しております。計画内容については、資料記載のとおりとなっております。          事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。          6月17日に現地調査を行いました。          どこの土地も写真のとおり適正に管理されておりましたので、特段問</p>

	<p>題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。  第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、第3号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」  事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案について説明させていただきますが、今月は説明のみとさせていただきます、来月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。</p> <p>それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。1ページ目に除外申出一覧がございます。令和4年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、駐車場（既存敷地の拡張）が1件、自己用住宅が2件、資材置場が1件、倉庫が1件の計5件です。</p> <p>まず、1112号件について説明させていただきます。  資料は1ページから10ページになります。  申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は駐車場（既存敷地の拡張）で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。既存敷地の拡張については、第1種農地の不許可の例外に該当するため、農地転用の許可見込みがある案件となっております。</p> <p>ただし、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を超えないものに限られております。</p> <p>本件は、3101.12㎡ある既存敷地の2分の1を超えない程度である793㎡の敷地を拡張する案件になりますので、問題はございません。</p> <p>続きまして、1113号件について説明させていただきます。</p>

資料は、11 ページから 17 ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。自己用住宅は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は 108.24 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除として木製板を新設する計画です。

続きまして、1113 号件について説明させていただきます。

資料は、18 ページから 24 ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、自己用住宅は「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に認められるとされております。そのため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は 65.41 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

続きまして、1115 号件について説明させていただきます。

資料は、25 ページから 32 ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は資材置場を整備するためで、除外後の農地区分は、第 3 種農地と考えております。その理由は、申出地から 500m 以内に 2 つの医療施設があり、前面道路にガス管及び水道管が埋設されているからです。

第 3 種農地は原則許可することとなっており、周囲に被害を及ぼさないと認められる場合、農地転用はやむを得ないと考えることができます。

本件は、自宅兼事務所の敷地を拡張して資材置場を整備する案件であ

り、周囲が宅地に囲まれていることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。また、隣地との境界には、既にコンクリートブロックが設置されており、被害防除策は講じられております。

続きまして、1116件について説明させていただきます。

資料は、33ページから41ページになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は倉庫（物流施設）で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。

第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可が可能となっております。こちらの案件は、第1種農地の不許可の例外にある「国道もしくは県道に接する流通業務施設（則第35条第4号）」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。建築面積は5089.51㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びメッシュフェンスを新設する計画です。

他法令の許可見込みについては、現在確認中となっております。

また現在、除外の5要件についても、補正対応中ですが、現時点では、除外をするための5要件について、満たしているとは言えない状況です。

以上5件が、5月に受付けた除外申出になります。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明に対し、質問や確認したいことはございますか。

議長

無いようでしたら、続きまして次第の5「報告事項」に入ります。事務局からお願いします。

事務局

それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページをご覧ください。

全部で5件となっております。転用目的は、住宅敷地が3件、住宅敷地及び位置指定道路が1件、駐車場が1件となっております。

なお、令和4年5月20日から同年6月17日までの専決処分となって

<p>議長</p>	<p>おります。 事務局からの報告は以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p> <p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和4年7月19日（火）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和4年7月26日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしくお願いたします。 事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時05分</p>